

◆第57条（再審の請求）

第1項において、確定した取消決定に対する再審の請求について規定した。維持決定については、これに対する不服の申立を認めないのと同様の趣旨から再審を認めないこととした。

〔注〕整備法による特許法等の一部改正によって、「参加人」を新たに再審請求適格者に加える改正あり。（第2部310～312、317、318、320頁参照）

◆第59条、第60条（再審により回復した商標権の効力の制限）

取消決定によって「取り消し」になった商標権が再審により回復した場合における商標権の効力の制限及び商標の使用をする権利について規定した。条文中の「取り消し」には「異議申立てによる取消」と「取消審判による取消」の両者が含まれる。

◆第68条（商標に関する規定の準用）

第4項において、登録異議申立てに関する規定を防護標章にも準用する旨を規定した。

◆第69条（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則）

二以上の指定商品・役務に係る商標登録については指定商品・役務ごとに登録異議の申立てができることに対応して、確定した取消決定の効果（第43条の3第3項）も指定商品・役務ごとに発生する旨を規定した。

◆第75条（商標公報）

第2項第2号及び第3号において、登録異議の申立て、その取下げ、及び登録異議申立てについての確定した決定を新たに公報掲載事項とした。

◆第76条（手数料）

第1項第2号において、付与前異議の申立書の補正についての期間延長（旧第16条の5第2項）の請求を付与後異議の申立書の補正についての期間延長（第43条の4第3項）の請求に改めた。

◆第77条（特許法の準用）

第7項において、特許法第195条の4（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定を、取消決定及び登録異議申立書の却下の決定にも準用す

ることとした。取消決定及び登録異議申立書の却下の決定に対しては東京高裁に出訴できることから、行政不服審査法による不服申立てを制限する旨を規定したものである。なお、維持決定についても、第43条の3第5項において「不服を申し立てることができない」と規定されていることから、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

◆第79条（詐欺の行為の罪）

審決の場合と同様に、詐欺の行為により異議の申立てについての決定を受けた場合を罰金の対象とする旨を規定した。

◆第81条（偽証等の罪）

審判の場合と同様に、登録異議の申立ての審理において宣誓をした者が偽証をした場合において、登録異議の申立てについての決定が確定する前に白白をしたときには、刑を減輕又は免除することができる旨を第2項において規定した。

◆第83条（過料）

異議の申立ての審理において民事訴訟法第267条第2項又は同法第336条の規定による宣誓をした者が虚偽の陳述をした場合の制裁について規定した。

◆別表（第76条関係）

第5号及び第6号において登録異議申立料及び登録異議の申立ての審理への参加申請料について規定した。登録異議申立料の料金水準は、無効審判請求料と同額とはせず、その制度趣旨からみて、付与前異議申立料と同額とした。なお、付与後異議申立制度においては、申立は出願単位ではなく、区分単位でなされることから、登録異議申立料は、区分数を考慮したものとした。

ロ. 出願公告制度の廃止に伴う改正

◆旧第9条の4

出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正についての取扱いを規定する旧第9条の4を削除した。

◆第9条の4（指定商品等又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨変更）

旧第9条の3において、補正の時期的制限として規定されていた「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に」の文言を削除し、この条を第9条の4とした。

◆第16条（商標登録の査定）

出願公告について規定していた旧第16条を、商標登録の査定の規定に改めた。

◆第16条の2（補正の却下）

第1項において、補正の時期的制限として規定されていた「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に」の文言を削除し、第3項においても、「出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があったときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定」の文言を削除した。

◆旧第16条の3（補正の却下）

出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が補正却下の対象となる旨について規定する旧第16条の3を削除した。

◆旧第16条の12（出願公告決定後の補正）

出願公告後の補正について規定する旧第16条の12を削除した。

◆第18条（商標権の設定の登録）

第3項において商標掲載公報について規定し、出願書類等の縦覧についての旧第16条第4項の規定の内容を本条第4項において規定した。

◆第55条の2（拒絶査定に対する審判における特則）

出願公告に関連する部分を削除した。

◆第65条（出願の変更）

第2項において、商標登録出願を防護標章登録出願に変更する場合についての時期的制限である「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達」の文言を、「査定又は審決」と改めた。

◆第68条の2（手続の補正）

出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後の補正についての時期的制限であったただし書を削除した。

◆第75条（商標公報）

第2項において、出願公告に関連する規定である第1号から第4号までを削除した。

【関連する特許法の改正】

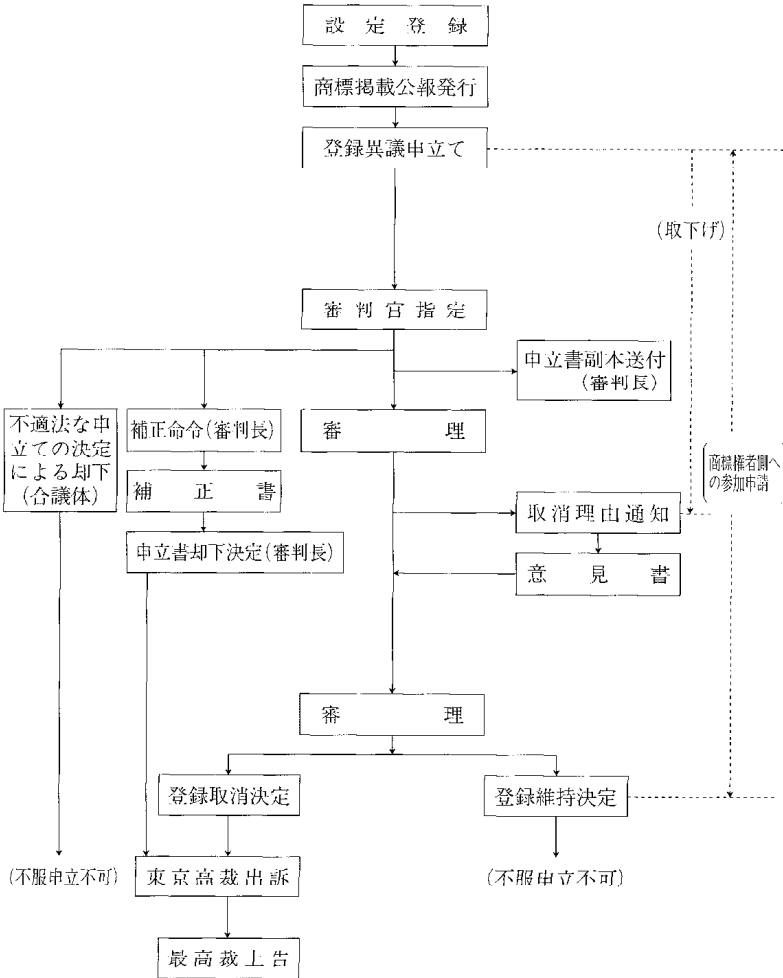
◆第115条第2項

本項は、特許異議申立書の補正について規定したものである。付与前の異議申立制度においても申立人の地位承継や異議申立の対象事件の変更は認めていなかったのであるが、平成六年法の改正による付与後異議申立の条文ではこの点が必ずしも明確ではなく疑義が生じている状況もみられたため、異議申立期間内における申立の理由及び必要な証拠の表示についての補正以外は要旨を変更するものであってはならない旨を明文で規定した。

(参考) 付与前異議申立制度と付与後異議申立制度の比較

	付与前異議申立制度	付与後異議申立制度
(1)異議の申立て	何人も、出願公告の日から2月以内に異議の申立てが可(指定商品・役務ごとの申立ては不可)	何人も、商標掲載公報発行の日から2月以内に指定商品・役務ごとに異議の申立てが可
(2)異議申立理由	①第3条(商標登録の要件)、第4条第1項(不登録事由)、第7条第1項・第3項(連合商標)、第8条第2項・第5項(先願)、第51条第2項、第53条第2項(商標登録の取消の場合の再登録禁止)、第77条第3項準用特許法第25条(外国人の権利享有)違反 ②条約違反 ③代理人・代表者による不当登録 (注) 第7条第1項・第3項(連合商標)は今次改正で廃止	①第3条(商標登録の要件)、第4条第1項(不登録事由)、第8条第1項・第2項・第5項(先願)、第51条第2項、第52条の2第2項、第53条第2項(商標登録の取消の場合の再登録禁止)、第77条第3項準用特許法第25条(外国人の権利享有)違反 ②条約違反
(3)異議申立書の補正	異議申立期間経過後30日を経過した後ににおける理由又は証拠の表示の補正は原則不可	同左
(4)異議申立ての審査・審理	①審査官による審査 ②複数の異議申立ては申立てごとに審査 ③申立てがされない理由については異議申立ての審査においては審査せず(別途拒絶理由として通知することは可)	①審判官の合議体による審理 ②複数の異議申立てがあったときは原則審理を併合 ③申立てがされない指定商品・役務については審理不可 ④申立てがされた指定商品・役務については、申し立てていない理由についても職権審理可
(5)答弁書・意見書	出願人は異議申立書に対して答弁書を提出	商標権者は取消理由通知に対して意見書を提出
(6)指定商品・役務等の補正・訂正	答弁書提出期間内に限り補正可	訂正請求は不可
(7)異議の申立てについての決定	①異議申立理由あり又はなしの決定 ②決定の謄本を異議申立人に送付	①登録の取消又は維持の決定 ②決定の謄本を商標権者、異議申立人及び参加人等に送達
(8)不服申立て	決定に対しては不服申立て不可	①取消決定に対しては東京高等裁判所に出訴可 ②維持決定に対しては不服申立て不可

付与後異議申立制度の手続概要



従前の付与前異議申立制度の手続概要

